城山病院　指定介護療養型医療施設サービス運営規定

（運営規定設置の趣旨）

第1条　医療法人社団日新会が開設する城山病院のうち、指定介護療養に係る施設（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条　当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条　当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護、栄養管理その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活の世話を行い、居宅における生活を目指す。

2　当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。そのために、身体拘束等の適正化の指針を整備するとともに、委員会を 3 ヶ月に 1 回以上開催し、看護、介護その他のスタッフに周知徹底をはかる。あわせて委員会主催に研修会を定期的に開催する。

【緊急やむを得ない場合とは】

（ア）本人または他の方の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（緊急性）

（イ）身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする看護・介護方法が無い

（ウ）身体拘束その他の行動制限が一時的である

※（ア）、（イ）、（ウ）のために身体拘束を行う場合には、医師より必要性について説明を行います。同意を頂けない場合は、身体拘束は行いません。また、身体拘束実施後は、経過観察・再検討を行い、抑制を最小限・短期間で解除出来るように記録・評価を行なっていきます。

3　当施設では、介護療養型医療施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他の保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることが出来るよう努める。

4　当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことが出来るようサービス提供に努める

5　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入院者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行なうとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行なわないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条　当施設の名称所在地等は次のとおりとする

（1）　施設名　医療法人社団　日新会　城山病院

（2）　開 設 年 月 日　平成 12 年 4 月 1 日

（3）　所在地　岐阜県中津川市苗木字那木 3725 番地の 2

（4）　電話番号　0573-66-1334　FAX 番号　0573-65-6932

（5）　管理者名　赤座　薫

（6）　介護保険指定番号　介護療養型医療施設（2111500696 号）

（従業者の職種、員数）

第5条　当施設の従事者の職種、職員の員数、職務の内容は、介護療養病床の人員、施設並びに運営に関する基準に規定する人員に関する基準を下らないものとし、次の職をおくものとする。

（介護療養病床を有する病棟に関する人員）

		常勤	非常勤
（1）	管理者	1名（兼）	
（2）	医師	2名	
（3）	薬剤師	1名	
（4）	看護職員	15名	1名
（5）	介護職員	9名	3名
（6）	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等	7名	
（7）	管理栄養士	1名	
（8）	栄養士	1名	
（9）	調理員	5名	
（10）	介護支援専門員	2名	兼務
（11）	事務員	1名	
（12）	その他の職員	2名	

（従業者の職務内容）

第6条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者は城山病院に携わる従業者の総括管理、指導を行なう。

（２）　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行なう。

（３）　薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する他、利用者に対し服薬指導を行なう。

（４）　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なう他、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行なう。

（５）　介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行なう。

（６）　理学療法士、作業療法士等は医師、看護師、介護スタッフ、担当介護支援専門員等と共同して、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の予防又は要介護状態の予防に資するよう、個人の状態や希望に基づき、居宅での生活がイメージされたリハビリテーション計画を設定し、その目標に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。また、リハビリ

テーションの進捗状況を定期的に評価し、リハビリテーション計画の見直しを行う。

（７） 管理栄養士及び栄養士は利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行なう。

（８） 介護支援専門員は、利用者の施設サービスの原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行なう。また、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る他、ボランティアの指導を行う。

（９） 事務員は介護保険請求及び利用料発生に伴う請求書の発行、支払いを受けた場合の領収書の発行を遅滞なく行なう。

（入院定員）

第7条　当施設の入院定員は 80 人とする。うち、介護保険による利用者は 16 人とする。

（介護療養型医療施設のサービス内容）

第8条　当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関るあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・リハビリテーション・介護並びに日常生活上の世話、また、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

（利用者負担の額）

第9条　利用者負担の額を以下のとおりとする。

（１） 指定介護療養型医療施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護療養型医療施設サービスが法定代理受領サービスである時はその 1 割、2 割もしくは 3 割の額とする。

（２） 利用料として、居住費、食費、入院者が選定する特別な室料、日常生活費、レクリエーション費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

（３） 利用料の金額が社会情勢と照らし合わせ不適当と思われる時は、利用者の説明のうえ新たに同意を得ることとする。

（４） 「食費」及び「居住費」において国が定める負担限度額（第 1 段階から第 3 段階まで）の利用者の自己負担額については別途資料（利用者負担額説明書）に記載することとする。

（施設の利用にあたっての注意事項）

第10条　当施設の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- 施設利用中の食事は、特段の事情が無い限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食事は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定の基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため食事内容を管理できる権限を委任いただくこととする。
- 面会は午後 8 時までとなっています。時間を厳守しその都度賞金に申し出てください。
- 消灯時間は午後 9 時になっております。
- 外出・外泊の際には、所定の手続きをとってください。

・　飲酒は厳禁です。喫煙は所定の場所以外ではお断りします。
・　火気の使用は禁止いたします。
・　施設内の居室・設備・備品の利用は、本来の用法に従って御利用ください。
・　所持品・備品等の持ち込みは確認させていただくことがございますので御了承ください。
・　金銭・貴重品の管理は御自分で行なうようお願いいたします。
・　外泊時等の施設外での受診は、まず、当施設へ連絡くださるようにしてください。
・　施設内での宗教活動・政治活動はお断りいたします。
・　施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。
・　他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第11条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防災管理者を設置して非常災害対策を行なう。

（１）　防火管理者には事業所管理者をあてる。
（２）　火元責任者には事業所職員をあてる。
（３）　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
（４）　非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
（５）　火災の発生や地震が発生した場合には、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたる。
（６）　防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
　①　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・年２回以上
　　（うち１回は夜間を想定した訓練を行なう）
　②　利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・・・・　年１回以上
　③　非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・　年１回以上
　その他、必要な災害防止についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第12条　職員は介護保険法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、事故の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、次の事項に留意すること。

（１）　入院者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし責任を持って接遇すること。
（２）　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
（３）　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけること。

（職員の質の確保）

第13条　施設職員の資質向上のためにその研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第14条　職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団日新会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第15条　職員は、当施設が行なう年１回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第16条　入院者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行なう。

２　食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水周り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行なう。

３　栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月１回、検便検査を行なわなければならない。

４　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行なう。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第17条　施設職員に対して施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行なう他、施設職員等が本規定に反した場合は違約金を求めるものとする。

（苦情処理）

第 18 条　事業所内に苦情・相談窓口を設置し、プライバシーの保持、迅速な対応と早急な解決をします。

２　苦情・相談への対応の概要を次のように定める。

ア）　苦情・相談窓口　医療連携室　今井　貢二、早川　元規

電話　０５７３−６６−１３３４

FAX　０５７３−６５−６９３２

苦情窓口開設時間　月曜日～金曜日　8 時 45 分～17 時

土曜日（第二土曜日を除く）　8 時 45 分～12 時

外部の相談窓口　中津川市健康福祉部介護保険室　０５７３−６６−１１１１

岐阜県国民健康保険団体連合室　０５８−２７５−９８２６

イ）　苦情解決責任者　病院長　赤座　薫

ウ）苦情・相談窓口担当者は、苦情・相談を受付け、その内容を十分に聴き内容を確認したうえでその段階で解決、返答できると判断される内容の場合は、その場で解決・返答します。

エ）　相談窓口担当者で解決が困難な場合は処理を保留し、事実確認を行い、苦情解決責任者、苦情・相談担当者、苦情・相談の対象となっている部署の責任者（必要な場合には、対象職員）と協議したうえで解決・返答します（問題点の洗い出し、改善策の検討）。

オ）　苦情・相談に関する解決の経過及び結果については、解決・改善策を明確にし報告します。

カ）　苦情・相談内容について、担当居宅介護支援事業者に報告を行います。

キ）　解決後は再発防止に努め、様子観察と記録を行い、経過を見守ります。

（その他の運営に関する重要事項）

第 19 条　地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入院定員及び居室の定員を超えて入院させない。

２　運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及びプライバシーポリシーについては施設内に掲示する。

３　介護療養型医療施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規定に定めの無い、運営

に関する重要事項については、医療法人社団日新会の理事長が定めることとする。

付　則

この運営規定は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

平成 20 年 1 月 1 日　改定
平成 23 年 8 月 25 日　改定
平成 25 年 4 月 10 日　改定
平成 27 年 4 月 1 日　改定
平成 27 年 8 月 1 日　改定
平成 30 年 4 月 1 日　改定
平成 30 年 7 月 18 日　改定
令和元年 6 月 15 日　改定